

令和 8 年度事業計画書

公益社団法人香川県浄化槽協会

【基本理念】

公益社団法人香川県浄化槽協会は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその製造、工事及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【事業計画】

I. 公共用水域の水質保全事業（公益目的事業）

1. 法定検査事業

知事指定検査機関として、浄化槽法第 7 条及び 11 条の規定に基づく法定検査を実施することにより、不適正浄化槽の改善に寄与する。

(1) 7 条検査

7 条検査実施予定基数 2,100 基（受検率 100%）

表 1 7 条検査の推移

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
検査基数(基)	2,962	3,093	2,623	2,675	2,263

* R8 年 2 月末現在

使用開始報告書の活用等により、検査時期等の設定の効率化を図る。

(2) 11 条検査

受検率の向上等を図る必要があるため、次のとおり数値目標を設定する。

11 条検査数値目標 96,500 基（受検率 58.5%）

表 2 11 条検査の推移

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
検査基数(基)	86,722	88,652	91,343	93,009	88,397
受検率	55.0	55.8	56.9	57.5	—

* R8 年 2 月末現在

(3) 受検推進、検査効率化等の取組み

香川県浄化槽適正処理促進連絡協議会での協議事項を始め、行政機関等と連携し、受検率向上のため以下の取組を行う。

1) 法定検査義務化の推進について

- ① 竣工検査時等にも、法定検査義務化について丁寧な説明を行う。
- ② 設置届出時に検査申込みを受けているので、法定検査義務化推進を図り、初回 11 条検査の受検率向上を図る。

- ③ 7 条検査終了後、翌年度の初回 11 条検査について、継続的な検査実施に繋げるため検査実施体制の見直しや強化を行い、初回 11 条検査の受検率向上を図る。
- ④ 11 条検査について未受検の場合、受検勧奨文の内容について所管行政機関と意見交換し、分かりやすく、かつ統一感のある文言になるよう改善を図る。
- ⑤ 公費補助で設置した浄化槽について 11 条検査未受検の場合、当該未受検施設に対し、県下全域の市町で受検勧奨文書発送を検討する。

2) 11 条検査の受検推進について

- ① 未受検浄化槽の総てに行政からの文書による受検指導が行われている。この指導後にも未受検である施設への電話での受検促進を、電話専門職員により夜間・土日も含め引き続き実施する。
- ② 本年度も、11 人槽以上の未受検施設について、保健福祉事務所等と連携し戸別訪問による受検推進を実施する。
- ③ 前年度受検浄化槽については、検査員がその受検推進に当たることとし、検査の一層の推進を図る。
- ④ 未処理分については、電話専門職員が受検推進を行うとともに、係単位での詳細な目標設定や検査員自ら個々に検査基数の目標を設定し、管理部門によるその進捗に関する状況分析と指示の徹底により、検査推進意識の向上とともに未処理分の削減を図る。

11 条検査の効率化について

- ① 採水員制度及び効率化検査（香川県方式）の推進に努める。
- ② この採水検査には採水員は現場に従事し、事務処理については事務処理職員を配置し業務の専任化・効率化を図る。
- ③ 検査現場での未受検と既受検の区分を見直し、検査の集約化を図る。
- ④ 受検地域の細分化及び受検時期の集約化を行い、移動時間の短縮による検査の効率化を図る。
- ⑤ 検査施設へ自宅より直接行く制度（直行）を継続して行う。
- ⑥ 三豊連絡事務所の地理的な利便性を活かし、三豊市並びに観音寺市を含めた西讃地域での広域的な運用により、更なる効率化に努める。
- ⑦ 検査車全車に搭載している G P S（位置情報装置）のデータを活用した安全運転の励行に加え、法定検査への活用を図る。
- ⑧ 小豆地区等島しょ部において、検査員の負担軽減及び検査業務の効率化を図るため宿泊等を伴う検査を更に推進する。

3) 浄化槽管理者の負担軽減の推進について

- ① 「検査料金の口座引落制度」について連続して受検している方へ電話専門職員により、更なる推進を図る。
- ② 電子決済の導入を検討し、管理者の支払いに関する更なる負担軽減に努める。

- ③ 受検者の利便性を図るため口座引落制度を活用した継続検査の導入に向けて、案内方法の見直しを含めた効率化を検討する。
- (4) 検査員の知識の習得及び技術の向上
全国浄化槽技術研究集会、実務セミナー、指定検査機関四国地区協議会検査員研修会並びに他地区検査員研修会等に参加して人材育成と技術の向上を図る。
- (5) 検査の信頼性の確保
協会が行う検査の信頼性を確保し、検査の効率的かつ的確な実施の促進を図る。
専門知識や検査精度のさらなる向上を図るため、経験を有する教育担当指導員を中心に検査員への技術研修等を定期的に行う。内部精度管理の充実徹底を図る。
- (6) 部会との連携
協会各部会と検査員との意見交換会を開催し、受検推進、検査の効率化、業界との連携及び検査結果に基づく指導等に努める。
- (7) 検査業務特別委員会
7条並びに11条検査を円滑に実施するために必要な事項について協議する。

2. 浄化槽台帳整備事業

- (1) 正確な台帳を維持するため、実態調査を継続して行う。
法定検査の受検率向上を図るため、指定検査機関としての情報の活用及び実態調査により、「検査台帳」及び「設置台帳」の整備を行う。
 - 1) 廃止浄化槽等について
指定検査機関として得られる廃止等情報の実態調査を行い、より正確な台帳の整備を図る。
 - 2) 休止浄化槽について
計画的に調査を行い、廃止処理、受検案内の再開等を行う。
- (2) 浄化槽情報管理の推進
法定検査結果等に基づき電子地図を作成して、浄化槽情報の管理及び11条検査での活用を図る。また新設浄化槽の地図への追加等、電子地図の整備、充実に努めると共に検査票への施設場所地図の表示など業務への具体的な活用を進め、検査システムのDX化を推進する。
- (3) 台帳整備（システムの運用及び保守）
改正浄化槽法に定める県、市町による台帳の作成及び管理に関し、国の方針に基づき検査及び調査の結果並びに維持管理記録を電子データで行政に報告するシステムについて協議、検討し、行政と協力して法改正に向けた浄化槽台帳の質の確保と向上に努める。また、引き続き委託を受けている高松市及び善通寺市の浄化槽台帳システムの情報管理に係る業務を行い、それに電子地図を活用する。さらに、正確な実態把

握による台帳整備を進めることで、災害時の的確な支援に活用できるよう台帳の精度向上を図る。

(4) 法定検査時の維持管理記録の確認

法定検査時に保守点検、清掃の実施状況について記録の確認や管理者への聞き取りを引き続き実施するほか、県の要綱で保守点検ステッカーの貼付が定められていることを踏まえ、保守点検実施施設へのステッカー貼付の徹底を図る。

3. 浄化槽機能保証制度事業

(1) 浄化槽機能保証制度

保証登録浄化槽の施工に起因した機能異常を認めた場合、設置者保護の観点から保証を行い、浄化槽に関する信頼を確保し、水環境の保全を図る。そのため、浄化槽機能保証制度（(一社)全国浄化槽団体連合会）を推進する。また、今後も7条検査実施後、結果書の送付時に該当施設については保証書等を同封し、保証書の保存や保証対象となる維持管理要件を含む制度の周知を行う。浄化槽機能保証登録数は、1,400基とする。

表3 浄化槽機能保証登録数の推移

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
登録数（基）	1,929	1,382	1,452	1,546	1,134

＊R8年2月末現在

(2) 当協会独自の上乗せ制度

- 1) (一社)全国浄化槽団体連合会の保証期間10年に、当協会独自の上乗せ保証期間5年とし、合わせて15年の長期間保証することにより、浄化槽の信頼性確保を行っている。

- 2) 不適正浄化槽の改善に有効な保証制度を検討する。

(3) 香川県浄化槽機能保証制度審査委員会

「香川県浄化槽機能保証制度審査委員会運営要領」に基づき保証の適正な審査を行う。

4. 浄化槽に関する普及啓発事業

(1) 環境教育事業

- 1) 香川県内の主に小学生を対象に生活排水対策を中心とした環境教育を実施する。
また県の後援を受けて、浄化槽普及啓発ポスターを募集し、10月1日の「浄化槽の日」にあわせて表彰を行う。
- 2) 県環境政策課主催の環境学習事業(体験型環境学習プログラム)、及び高松市下水道業務課の環境学習講座に引き続き参加する。

- 3) 上記に加えて学童保育施設や地域住民、各種団体等を対象にした環境教育出前講座にも積極的に取り組み、環境や財政にも優しく災害時に早期復旧が可能な浄化槽への認識を高める普及活動を促進する。
- (2) 浄化槽の整備促進事業
 - 1) 生活排水処理施設として、浄化槽が有する利点及び特徴などの広報活動を積極的に行い、合併処理浄化槽への転換設置促進を図る。
 - 2) 浄化槽区域のみである三豊市の「水と緑の美しいまちづくり事業」の支援と浄化槽の啓発を継続的に推進する。三豊市の補助事業への協力を行う。
 - 3) 地域の各種行事への参加・出展などを行い、適正な維持管理の啓発を図る。
- (3) 浄化槽補助制度への取り組み（(一社)全国浄化槽団体連合会との連携）
 - 1) 「浄化槽の維持管理費に対する助成制度」の創設
浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施率を向上させて、国からの情報収集や協議会を通じた各市町との意見交換を通じ、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための助成制度創設に向けて取り組みを図る。
 - 2) 「既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する撤去処分費補助金」の増額
公共用水域の水環境保全などの観点から「合併処理浄化槽への転換」は喫緊の課題になっており、行政と協力し改正浄化槽法に定める特定既存単独処理浄化槽の転換促進と、それに伴う補助金増額の取り組みについて、有効な方策の検討を図る。

5. 浄化槽の適正な維持管理指導、啓発及び相談事業

浄化槽の適正な維持管理を促進することを目的とした事業を香川県、高松市及び善通寺市から受託する。

- (1) 浄化槽等指導業務
 - 1) 浄化槽の「保守点検・清掃・法定検査」の啓発等により一層の水質保全を図る。
これについて環境省環境再生・資源循環局長通知「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」に基づき、県等と連携し維持管理徹底の重要性を広く県民に周知、啓発する。
 - 2) 法定検査結果検討委員会の提言を基に、県・高松市・善通寺市の指導により不適正浄化槽の根絶と今後の発生防止のため、速やかな対応を行う。
- (2) 浄化槽の知識に関する普及、啓発及び相談業務
 - 1) 県等の指導により浄化槽設置者講習会を開催する。
市町が実施する補助事業の交付に、浄化槽設置者講習会受講が要件化されている。本年度も県内各地で計 70 回の開催を予定し、受講者数は 1,400 名ほどを見込んでいく。また、受講者には受講修了証を交付し、併せて法定検査等維持管理についての同意書の提出を求める。
 - 2) 講習会受講者の検査受検状況を検証する。

設置者講習会受講者の 11 条検査受検状況について、その結果を的確に検証し、適正な維持管理の実施及び受検率の向上に成果を繋げるべく具体的な対策を検討する。

- 3) 善通寺市が主管する「善通寺フラワー&ドリームフェスタ 2026」(10 月開催予定)に参加し、浄化槽ミニ講座を行う。
- 4) 浄化槽設置後 3 年以内の県民を対象に、引き続き県等の指導により浄化槽教室を開催する。

設置補助事業の交付要件である設置者講習会とは別に、補助金交付されていない設置後 3 年以内の県民を対象に開催し、県民に広く適正な維持管理の啓発を行うことを目的とする。

- 5) 県や市町等での地域のイベントへの積極的な参加を図り、維持管理リーフレット等の配布を通じて、浄化槽の維持管理の重要性を県民に広く啓発する。
 - 6) 県の方針に沿って、保守点検時の施設先への維持管理リーフレット配布について保守点検業者に協力を依頼し、広く浄化槽管理者への維持管理の啓発を図る。
- (3) 浄化槽保守点検業者登録等指導業務
 - 1) 浄化槽保守点検業登録に関する手続きの指導を行う。
 - 2) 保守点検技術の向上のための現場研修を開催する。
 - (4) 未受検浄化槽への受検促進等業務

本年度も、前年度未受検浄化槽に対し、文書の発送による受検指導並びに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換依頼を行う。

- (5) 不適正浄化槽への立入指導
- 不適正浄化槽に対する指導を、県、高松市及び善通寺市と連携し積極的に行う。
- 国が定める判定基準等の指針を基に、11 条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握や判定サイクル確立に必要な取り組みを進め、特定既存単独処理浄化槽の転換促進による維持管理の適正化を図り、これにより業界との連携を深め、協力体制の構築を図る。

6. 浄化槽工事適正化の検査等受託事業

- (1) 浄化槽施工状況等確認検査の業務受託等市町への技術協力に努める。

竣工検査（完了検査）は高松市（290 基）、坂出市（100 基）、丸亀市（270 基）、観音寺市（180 基）、さぬき市（50 基）、三豊市（220 基）、三木町（70 基）、綾川町（70 基）、まんのう町（50 基）の計 1,300 基を実施する。併せて中間検査は丸亀市の 270 基を実施する。

また、他市町への受託の推進に努める。

- (2) 三豊市補助対象の不適正浄化槽改善確認事業の受託
- 検査結果が不適正であった補助対象浄化槽についての改善確認事業を実施する。
- (3) 浄化槽実地調査業務の受託

公益財団法人日本環境整備教育センターの委託により、全国浄化槽推進市町村協議会への登録浄化槽の機能実地調査を実施する。

II. 収益事業等

公益目的事業を補助し協会の発展に寄与するため、計量証明等の収益事業を行う。

1. 濃度(水質)に係る計量証明事業（収益事業－１）

水質汚濁防止法に係る浄化槽放流水の依頼検査を行う。検査実施検体数は 480 検体を目標とする。近年、下水道への接続等で検査数が減少しているが、引き続き新設浄化槽の管理者等に対するパンフレットの配布に加え、会員からの新規受注等を行い検体数の増を図る。

表 4 検体数の推移

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
検体数	423	463	490	452	338

＊R8 年 2 月末現在

2. 浄化槽設置登録相談及び諸用紙販売事業（収益事業－２）

- (1) 浄化槽設置届出時の事前相談及び浄化槽の名称・認定番号等の照合を行う。
- (2) 浄化槽関連の用紙並びに物品の販売を行う。
- (3) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業に係る相談及び一次受付窓口となり、補助金の案内や事務手続きの支援を行う。また、県等と協力し行政の保有施設等に対し、県市町の行政担当者や関係業者等を通じてパンフレット等にて制度の周知に努め、実績の増加に繋げる。

III. 扶助等事業及び会議関係等

1. 会員相互扶助等事業（その他事業）

会員並びに会員事業所従業員の技術向上・育成を図ると共に、会員相互の親睦と連携を図ることを目的とした事業を実施する。

また、会員活動の充実並びに浄化槽の適正な普及促進等を図るため、新入会員の入会促進に努める。

(1) 浄化槽の構造等に関する研修

メーカーによる新機種浄化槽が発売された時、構造等に関する説明会を開催する。

また、会員向けに既存機種の構造並びに維持管理等に関するメーカー説明会や、管理手法に関する特定のテーマ等について会員のニーズに沿った出前講座の開催を検討する。

(2) 会員の表彰及び顕彰

会員及び会員事業所従業員の功績・功勞に対し、表彰、感謝状の贈呈並びに推薦を行う。

(3) 会員親睦事業の実施

KJK 会による親睦ゴルフを開催する。

その他必要に応じて会員の親睦事業を行う。

(4) 機関紙の発行及びホームページの運用等の情報公開及び個人情報保護の遵守

1) 機関紙「よみがえる水」を年4回発行する。

2) ホームページの積極的運用により、協会の広報及び情報公開等に努める。また、会員には専用サイトによる情報提供を図る。

3) 協会が管理する浄化槽台帳や検査情報に係る個人情報等について、協会の定める個人情報保護規程及び個人情報保護方針等の規定に基づき、定められた利用目的に従い、適切な取り扱いを遵守することで協会が取り扱う個人情報の安全性及び信頼性の確保に努める。同時にデータ処理の正常な作動、バックアップ、流出・破損等を防ぐセキュリティ等に関し、現在導入している装置の精度について専門の管理部門にて適正な管理に努める。

(5) その他

1) 全浄連等関連団体との連携

全浄連、全浄連四国地区協議会並びに浄化槽法指定検査機関四国地区協議会等と情報交換等緊密な連携を行う。併せて人口減少、災害、老朽化に伴う下水道・集落排水施設から浄化槽への転換という国の方針に沿った、全浄連の浄化槽コンサル事業への取組に参画し、ワーキングでの協議等を通じて地域に即した浄化槽への転換事業推進を会員団体として後押しする。

さらに、四国地区協議会における事業にも積極的に参加・協力する。

2) 社会貢献事業への参加

① 従前の香川県との災害協定を見直し、一般社団法人香川県環境保全協会を加えた三者間で令和7年3月25日に新たに締結した「災害時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書」に基づき平常時から大規模災害時に備え、浄化槽の迅速な復旧に向けた支援内容の拡充及び連携・協力体制の強化を図るとともに、引き続き災害廃棄物処理広域訓練等へ参加する。

② 平成24年10月に四国4県の全浄連会員間で締結した被災会員団体への支援を趣旨とした「災害時における相互応援協定書」に基づき南海・東南海地震等の大災害に備えるとともに、被災地の避難所トイレや被災浄化槽等に対する広域的な協力体制の構築を図るため、協議会での協議等を通じて四国間での災害支援協定を検討する。

③ 災害発生時の会員、職員の活動体制の整備・強化を図る。

- ④ 環境月間行事の一環として「環境美化活動」等に参加する。
- ⑤ 子供の安全を守る「こども 110 番」に引き続き参加する。

2. 会議の開催

(1) 総会及び理事会

定時総会及び定期理事会を開催する。また、必要に応じ、臨時総会・理事会を開催する。

(2) 会長副会長会

理事会に提出すべき議案等を協議・検討するため、必要に応じて会長副会長会を開催する。

(3) 委員会及び部会

各種委員会及び部会を定期的に開催する。

(4) 県・市町との協議会

県・市町との連携を図るための会議に参加する。

(5) 県が組織する法定協議会への参画

浄化槽法第五十四条の規定に基づき、県を主体に各市町や関係団体等で組織される香川県浄化槽適正処理促進連絡協議会が令和 6 年 3 月 19 日に設立され、以降本会議や少人数グループ会議にて浄化槽にかかる諸課題の解決に向けた取組みについて協議を行った。引き続きそれらの諸課題について、協議会の場で積極的に意見交換し、行政と連携して関係者が一体となって取り組む体制の更なる強化に努める。

3. 検査機関県指定 40 周年記念式典の開催

昭和 61 年 3 月に協会が浄化槽法に基づく指定検査機関として県に指定されてから、令和 8 年で 40 周年を迎える。それを記念して式典、祝賀会等を行う。